



## 所得税の確定申告が始まります

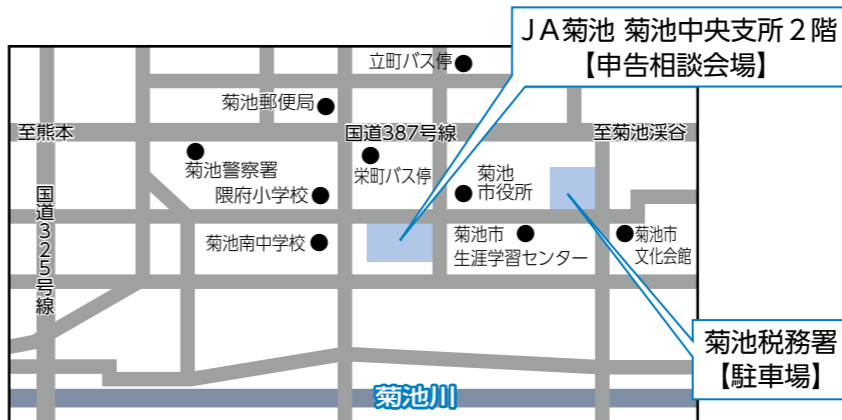
菊池税務署 ☎0968(25)2121

2月から平成29年分の所得税確定申告が始まります。申告期限近くになると会場が混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

### 申告相談会場

- ① J A 菊池 菊池中央支所
  - ② 火の国ハイツ
- ※作成した申告書などの提出のみの場合は、菊池税務署にお越しください。なお、税務署内では検算・相談などは行いません。菊陽町役場での申告相談日程は、2月号の広報をご覧ください。

申告相談会場	期間・受付時間
① J A 菊池 菊池中央支所 2階会議室	2月1日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後4時 ※土・日・祝日除く。 ※火の国ハイツに限り、2月18日(日)、25日(日)も開設します。
② 火の国ハイツ 2階	



J A 菊池会場で申告する場合は、菊池税務署に駐車してください。(会場に駐車場はありません。)



## 皆さんの知識と経験を町の政策に生かしませんか

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

### 政策提案を募集します



町では、町民の皆さんが知識や経験を生かし、住みよいまちづくりのために政策を提案できる「政策提案手続」制度を設けています。

町は、提出された提案が有効かどうかなどを検討し、提案の採用または不採用を決定します。採用と決定した場合、政策などの立案を行い、実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

#### 募集期間

1月4日(木)～31日(水)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日を除く)

#### 提出書類

- ① 政策提案書
  - ② 政策提案者署名簿
  - ③ その他、提案に関係する資料など
- ※①②は、専用の様式で提出してください。様式は総務課・西部支所でお渡しします。ホームページからもダウンロードできます。

#### 提出方法

総務課へ持参

#### 注意事項

- 提出する場合は、手続きなどについて詳しく説明しますので、事前に総務課総務法制係にご連絡ください。
- 提案は、原則として町の総合計画に沿った内容である必要があります。
- 政策提案者署名簿には、満18歳以上の町民50人以上の署名が必要です。

※「町民」とは、町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所・事業所がある、または町内でコミュニティ活動などを行っている個人・団体をいいます。

### 確定申告に必要な書類など

確定申告に必要な書類は申告する人ごとに異なりますので、必ずご確認ください。

- マイナンバーカード
- ※持っていない人は「通知カード」「身元確認書類(運転免許証など)」を持参してください。
- 源泉徴収票、支払調書
- 医療費の領収書
- 各種保険料の控除証明書
- 社会保険料(国保・社保・国民年金など)の金額が確認できる書類
- 収支内訳書、青色申告決算書
- その他、収入・控除対象額などが分かる書類
- ※熊本地震に関係する雑損控除の申告をする場合、下表の書類などが必要です。
- その他
- 確定申告、雑損控除についてご不明な点があれば、菊池税務署までお尋ねください。



確定申告には申告する人のマイナンバーが必要です!

### 熊本地震に関係する雑損控除の申告に必要な書類

平成29年分に繰越損失がある人	平成28年分の確定申告書の控え
平成28年分の損失額が変更となる人	平成28年分の確定申告書の控え 変更となる損失額などが分かる書類
平成28年分の申告がお済みでない人	り災証明書 家屋、家財、車両などの取得時期と取得価格が分かるもの(取得価格が不明な場合は、家屋の床面積・築年数・構造などが確認できる書類(売買契約書など)) 家屋、土地の所有者が分かるもの(登記簿謄本など) 修繕費、取り壊し費用、除去費用が分かるもの(領収書、請求書など) 受領した保険金、補助金の金額が分かるもの(支払通知書、通帳の写しなど) (家財などの被害額の案分計算のため)生計を一にする親族で所得金額が38万円超の人がいる場合、その人の平成28年分の所得金額の分かるもの(該当者の申告書の控え、源泉徴収票など)

## 被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請はお済みですか

平成28年熊本地震で、居住していた家屋が全壊や大規模半壊の判定を受けた世帯、または半壊以上の判定を受け家屋を解体した世帯を対象に、生活再建支援金が支給されます。



#### 必要書類

##### ①基礎支援金

り災証明書、住民票の写し(続柄記載のもの)、世帯主の預金通帳、解体証明書(解体の場合のみ)

##### ②加算支援金

契約書の写し

#### 申請期限

①基礎支援金 平成30年5月11日(金)

②加算支援金 平成31年5月13日(月)

#### 備考

- 基礎支援金の申請を行わず、加算支援金の申請を行うことはできません。
- 基礎支援金の大规模半壊区分で申請した後に解体した場合、差額分の申請ができます。

#### ①基礎支援金

区分	複数世帯	単数世帯
全壊	100万円	75万円
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

#### ②加算支援金

区分	複数世帯	単数世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅(公営住宅を除く)	50万円	37.5万円

#### 申し込み・問い合わせ

福祉課 地域福祉係

☎(232)4913